

## 学校長期休業期間中における学童クラブの昼食提供体制整備について

### 1. 検討経緯

令和8年度より適用する予定の「東京都認証学童クラブ」の要件に「長期休業期間中の昼食提供の仕組みの導入」があり、体制を整備する必要性が生じていることから、多摩市においても令和8年度から昼食提供を開始するための準備を行っている。

### 2. 準備の状況

・令和7年12月5日～12月19日までの間、たま広報及び市公式ホームページにて昼食（弁当）の提供事業者の公募を実施。下記項目を応募要件とした。

- ① 多摩市内全域の学童クラブに昼食の配食が可能であること
  - ② 「保護者自身がオンラインで注文及び支払いできるシステム」に関して、導入しているシステムの内容がわかる資料を提出すること
  - ③ 「廃プラスチック抑制の容器を使用していること」に関して、使用している弁当容器に関する資料を提出すること
  - ④ 配食実績に関する資料を提出すること
  - ⑤ 令和8年3～4月の春季休業期間中に試行実施、令和8年7～8月の夏季休業期間中以降の本格実施に向け、実施体制を整備できること
  - ⑥ 衛生管理に関して規定したマニュアル等を提出すること
- ・公募期間中に二社より応募があり、現在応募要件の確認及び事業者へのヒアリング等による選考を実施中。

### 3. 今後のスケジュール

- ・令和8年1月下旬～2月上旬：配食事業者決定
- ・令和8年2月中旬：学童クラブ受託法人との実施方法に関する調整
- ・令和8年3月上旬：保護者へ試行実施に関する案内送付
- ・令和8年3月～4月：春季休業期間中の試行実施（左記期間のうち、数日間）
- ・令和8年4月～6月：本格実施に向けて学童クラブ受託法人及び配食事業者と調整
- ・令和8年7月～：夏季休業期間中の本格実施